

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成28年7月15日（金）10：00～10：14

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣）
岩城光英 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
馳浩 国務大臣（文部科学大臣）
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
森山裕 国務大臣（農林水産大臣）
林幹雄 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
丸川珠代 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
中谷元 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
高木毅 国務大臣（復興大臣）
河野太郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
島尻安伊子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石原伸晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
遠藤利明 国務大臣

欠席者：安倍晋三 内閣総理大臣

陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

欠席者：世耕弘成 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	2件
○公布（条約）	1件
○政令	3件
○人事	6件
○配布	1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、萩生田副長官から御説明申し上げます。

○萩生田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「日・インド社会保障協定」の効力発生のための公文の交換について、御決定をお願いいたします。本協定は、平成25年の臨時国会で承認を得たものであります。あわせて、本協定を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「コンゴ民主共和国」及び「モルディブ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年8月1日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う経過措置令」は、所要の経過措置を定めるものであります。

次に、「外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、外国漁船による本邦への陸揚げ等によって我が国漁業の正常な秩序の維持に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる漁獲物等を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、塩崎厚生労働大臣が日韓高齢化・介護保険フォーラム出席等のため20日から21日まで、石井国土交通大臣が各国政府要人との会談等のため19日から23日まで、丸川環境大臣が米国政府要人との会談等のため明日から22日まで、河野国家公安委員会委員長が各国政府要人との会談等のため19日から27日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、前外務審議官長嶺安政、在パース日本国総領事館総領事好井正信、在バルセロナ日本国総領事館総領事牧内博幸、前経済産業省大臣官房審議官伊藤伸彰、在トルコ日本国大使館公使勝亦孝彦及び外務省国際協力局地球規模課題総括課専門機関室長黒木大輔を特命全権大使に任命し、キルギス国駐箚大使小池孝行を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。おって、任命の上は、長嶺は大韓民国に、好井はモルドバ国に、牧内はドミニカ共和国に、伊藤はウズベキスタン国に、勝亦はトルクメニスタン国に、黒木はマリ国に、それぞれ駐箚を命じようとするものであります。また、ウクライナ国兼モルドバ国駐箚大使角茂樹のモルドバ国駐箚を、ロシア国兼トルクメニスタン国等駐箚大使上月豊久のトルクメニスタン国駐箚をそれぞれ免ずることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、衆議院議員二階俊博に、ペルー国大統領就任式典に参列する特派大使を命じ、同大使に交付すべき信任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。次に、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、渡部義博外186名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「平成28年度内閣府年央試算」があります。本件につきましては、後程、経済財政政策担当大臣から御発言があります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、石原大臣。

○石原国務大臣：今年度及び来年度の経済の姿をお示しした「内閣府年央試算」の概要をお手元に配布しております。

今年度の実質GDP成長率については、0.9パーセント程度と見込んでおります。来年度については、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展すると見込まれることから、実質GDP成長率は1.2パーセント程度と見込んでおります。なお、本試算には総理から指示を頂いている経済対策の効果は含んでおりません。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：「個人情報の保護に関する実態調査」の結果について申し上げます。

本調査は、昨年日本年金機構の個人情報流出事案を受けて改正した個人情報の適切な管理のための指針を踏まえ、国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報の管理に関する規程の見直し、教育研修や点検の実施状況を調査したものです。その結果、調査したほとんどの機関において、平成27年度中に指針に沿った対応が採られていましたが、一部に対応の遅れが見られたことから、その改善のための措置を求めています。

各大臣におかれましては、今後とも、個人情報の保護について、その実効性が確保されるよう、適切な管理のための取組を推進していただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣臨時代理たる麻生副総理から御発言がございます。

○麻生国務大臣：塩崎大臣、石井大臣、丸川大臣及び河野大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、加藤大臣を厚生労働大臣の臨時代理に、菅内閣官房長官を国土交通大臣の臨時代理に指定し、森山大臣を環境大臣の臨時代理に指定するとともに、原子力防災担当大臣の事務代理を命じ、岩城大臣に国家公安委員会委員長、消費者及び食品安全、規制改革並びに防災担当大臣の事務代理を命じます。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

まず、石破大臣。

○石破国務大臣：地方分権改革の提案募集については、今年も、地方創生や一億総活躍社会の実現に資するものなど、303件の御提案を地方から頂きました。現在、関係府省に対し、これらの提案に関する検討要請を行っているところです。今後、地方分権改革有識者会議における議論、関係府省との調整を進め、政府としての対応方針を年末までに決定し、法令改正等所要の措置を講ずることとしたいと考えております。

地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に取り組み、仮に実現困難な部分がある場合にも、その理由を、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明し、また、現行規定で対

応可能という場合にも、どうすればできるのかを通知等で具体的かつ丁寧に示すことにより、地方側の納得を得る必要があります。

関係閣僚におかれては、提案の最大限の実現へ向け、地方からの提案を自ら御確認いただき、検討に当たって強力なリーダーシップを発揮していただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、国土交通大臣。

○石井国務大臣：7月1日から8月31日までの2ヶ月間は、日本水難救済会が行う「青い羽根募金強調運動期間」です。

青い羽根募金は、海で遭難された人々の救助を行う、全国約5万3千人の海のレスキューボランティアの尊い活動を支援するものです。

例年各大臣には、本運動の推進に御協力いただき、7月中の1週間程度、青い羽根を御着用いただいておりますが、本年は、「海の日」7月18日をはさんだ本日から7月21日までの間、御着用いただき、運動の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

○菅国務大臣：なお、海外出張された厚生労働大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

他に御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

◎一般案件

- 資料あり ○社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の効力発生のための外交上の公文の交換について（決定）（外務省）
- 資料なし ☆コンゴ民主共和国駐箚特命全権大使軽部 洋外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使牛尾 滋外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（同上）

◎公布（条約）

- 資料なし ☆社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定（決定）（外務省）

◎政 令

- 資料あり ○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（農林水産省）

◎人 事

- 資料なし ☆厚生労働大臣塩崎恭久外3名の海外出張について（了解）
- 資料あり ○長嶺安政外5名を特命全権大使に任命し、特命全権大使小池孝行を願に依り免ずることについて（決定）

- 資料あり ○衆議院議員二階俊博にペルー国大統領就任式典に参列する特派大使を命じ，同大使に交付すべき信任状につき認証を仰ぐことについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし ☆岩井伸晃外1名を判事等に任命し，判事兼簡易裁判所判事衣笠和彦を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり ☆元一等海佐渡部義博外186名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆平成28年度内閣府年央試算 （内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]